

専決処分の報告について

1 報告件名

板橋区立上板橋第三中学校維持改修その他工事請負契約の契約変更

2 契約の相手方

東京都板橋区双葉町 35 番 12 号
株式会社ノエマエンジニアリング
代表取締役 黒木 修

3 契約変更の概要

(1) 変更理由

本契約は、令和5年6月23日に板橋区議会の議決を得たものである。
急激なインフレーションにより、契約金額が著しく不適当となったため、
工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく契
約金額の変更（増額）を行った。

(2) 契約金額の増額

契約金額（税込）

変更前	446,072,000円
変更後	452,001,000円
増加額	5,929,000円

4 専決処分年月日

令和7年5月15日

5 参考

本契約のこれまでの契約変更（契約金額の変更）は以下のとおり。

(1) 令和5年8月28日付契約金額の変更（増額）

適切な施工の確保に資するため、令和5年3月から適用する公共工事設計
労務単価（新労務単価）に係る特例措置に基づく契約変更。

(2) 令和6年7月19日付契約金額の変更（増額）

急激なインフレーションにより、契約金額が著しく不適当となったため、
工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約
変更。

(3) 令和6年12月19日付契約金額の変更(増額)

内装の撤去工事を行ったところ、廊下の床、外壁及び教室の間仕切壁に、現行法令上必要となる耐火仕様に適合していない箇所が判明したため、適合させる工事を行う必要があったことによる契約変更。